

第2回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会資料に関する意見

経団連自然保護協議会
事務局 長谷川雅巳

先日の標記検討会の資料について、以下意見を申し上げます。

1. 保全活動の実施主体(自然共生サイトの所有・管理者)が行っている「支援」についても何らかの形で評価されるようにすべき。

資料1の3ページでは、保全活動の実施主体(自然共生サイトの所有・管理者)には「認定証」、支援者には「支援証明書」が発行されるとされている。

しかし、「保全活動の実施主体」も、単に自然共生サイトを所有しているのみならず、管理や質の向上のための金銭等の支出を行っていることが通常と考えられる。

先日の会合では、こうしたサイト所有者が行っている金銭等の支出については、制度の外で、TNFD等を活用して投資家等に説明していけばよいという説明であったと理解した。しかし、自然共生サイトに対して、同じように金銭等の支出を行っているにも関わらず、サイトの所有者である場合には当該支出が評価されず、サイトの所有者でない場合には支援証明書により当該支出が評価されるということは、支出へのインセンティブを削ぐことに加え、公平性に欠く。

なお、資料1の3ページ目に、認定証が発行されることを理由として、「支援証明書」の発行対象者は支援者のみとしサイトの所有・管理者は対象としない旨の記載があるが、認定証は、当該サイトが生物多様性の価値等が適切に管理されていることを証するものであり、どのような支援や支出を行っているかを証する支援証明書とは趣旨が異なる。認定証の記載内容にもよるが、認定書の発行対象者であることをもって、支援証明書の発行対象者とししない理由にはならないと考える。

ただし、保全活動の実施主体と支援者が同一の場合には、両者の利害が一致することから支援内容の証明が困難である(実際よりも過大な支援が証書に記載された場合、検証が難しい)という理由で、保全活動の実施主体は支援証明書の対象としないということであれば、一定の理解が可能である。その場合でも、サイト所有者の支出を制度上救う努力はあってしかるべきかと思う。

2. 資料1のP24の「A. 認定の活用」について、認定を活用できるのは、株式会社に限る必要はなく、営利法人一般とすべきである。

認定を活用できる者について、「TNFD等の観点で企業価値の向上にどう活用できるか」という観点から、株式会社に絞るということだが、TNFDを活用した情報開示・エンゲージメントは、株式会社に限られないことに加え、株式会社となるような大規模な法人が所有するサイトのみが認定の対象となるわけでもないことから(現に合同会社所有のサイトが認定されているということであった)、合同会社、合資会社、合名会社、特例有限会社も対象とすべきである。株式会社に限る合理的な理由が見出しにくい。

3. 支援証書において支援の結果のアウトカム記載を容認するとともに、その性格を明確にすべきである。

資料1の4ページの証書の特記事項＝支援の結果のアウトカムの取り扱い(記載を容認するかどうか、記載を容認した場合にはどのように内容の真実性を担保するか)について、グリーンウォッシュの懸念が出ていたと認識しているが、支援者がどういう意図をもって支援したかは重要な情報であり、記載は容認すべきである。

他方、記載内容の真実性の担保(自然への影響の適切・妥当な評価)は、現時点の科学の水準・知見では困難である。したがって、支援者の主観的な記載である旨を明確にしたうえで、記載を容認すべきである。有価証券報告書等他の制度においても、監査を受けてない記載は容認されていると認識しており、こうした性格の記載を認めても不適切ということはないと考える。

4. 試行を通じて、全体的に支援者のニーズがあるのか、支援者に参加のハードルがあるのであればそれは何かを見極め、解消を目指すべきである。

支援者が、他法人・他団体のサイトに対して、新たに支援を行うことを決定するためには、支援の種類(金銭的・非金銭的)を問わず、内部説明や内部の決裁に係るコストが生じることとなる。インセンティブ検討会の本来の目的である「サイトを保有しない法人や団体による自然共生サイトへの支援を増やすためのインセンティブ制度を設計する」ことに鑑みると、支援者の支援ニーズや取組みを阻害するハードルを見極め、解消を目指すことが重要だと考える。

以上